

◇泉 美和子 君

○議長（高橋 猛君） 次に、9番、泉 美和子君の一般質問を許可いたします。泉 美和子君、登壇願います。

（9番 泉 美和子君 登壇）

○9番（泉 美和子君） 通告に基づき一般質問いたします。

初めに、保育環境の充実について伺います。

少子高齢化や共働き世帯の増加など近年の社会情勢のもと、子供たちの健やかな発達のため保育園の果たす役割はますます重要になっています。赤ちゃんから年長児まで発達程度が幅広い子供たちが生活している保育園での事故防止対策もまた重要な課題です。子供の安全を守るため、それぞれの園で最善の対策をとっていると思いますが、いかにして保育の流れの中で事故を未然に防止し、子供の健康を増進して健全な発達を保障するかを考えていかなければならないと思います。保育者一人一人の事故防止に対する積極的な取り組みと資質を高めることが大切だと思います。

そこで、教育長に伺います。今回のわくわく園のような事故を繰り返さないようにするためどのような対策を講じてきているのでしょうか。また、安全安心の保育を確保するため今後の対策をお聞かせください。

今回の事故があった2歳児（りす組）では、30人を一部屋で保育していましたが、保護者の方々からは前々から狭いと感じていたなど心配する声がありました。事故後2つに分けたようですけれども、今後も未満児はふえるのではないかと考えられます。どのような認識をされているのか、またどう改善を図られているのかお伺いいたします。

保育者について、臨時保育士はふえておりますが、正職員の保育士の増員を図っていくべきだと思いますが、お考えをお伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。教育長、登壇願います。

（教育長 福田世喜君 登壇）

○教育長（福田世喜君） ただいまのご質問にお答えいたします。

4月24日に六郷わくわく園で起きました事故につきましては、関係者の皆様方に大変ご心配をおかけいたしました。事故に遭われた園児並びに保護者の皆様に心からお見舞いを申し上げます。

現在、園児は5月28日に病院を退院され、自宅療養中ですが、6月4日には母親とともに子育て交流広場「あそびにおいで」に参加され、今後徐々にわくわく園にならしながら通常の

通園に移行する予定とのことであります。

さて、ご質問の保育環境の充実についての1点目の事故を起こさないための対策についてですが、まずは事故後全ての園の床の設計施工の転倒衝撃時の固さ試験結果を再点検いたしました。問題がないことを確認しております。また、事故の状況を検証し、改めて年齢ごとの育ちに合った保育手順マニュアルを再確認し、徹底させております。さらに、救急救命士を講師とする救急指導講習、看護指導講習をわくわく園では5月25日と26日の両日に行っております。

次に、今後の対策についてであります。保護者からのゼロ歳児から2歳児は転倒しやすいので転倒したときに衝撃をやわらげる対策を望むという声を受けまして、本定例会の一般会計補正予算に衝撃をやわらげるソフトマットの購入予算を計上させていただいております。今後町内全ての園の3歳児未満の保育室にソフトマットを整備したいと考えております。

あわせて、保育の質の向上に向けまして研修の充実等につきましても、今後一層努力してまいりたいと思っております。

2点目の30人を一部屋で保育することについてであります。児童福祉法省令の保育基準では、保育室の区画はゼロ歳児とその他の児童の保育場所とが区画され、かつ安全性が確保されていることとなっており、わくわく園ではゼロ歳児・1歳児・2歳児と区画を分けて保育しております。

次に、面積要件としましては、園児1人当たり1.98平方メートル以上となっておりますが、2歳児の組の保育室は78平方メートルで園児1人当たり2.6平方メートルであり、基準値以上であります。

また、保育士の配置基準ではおおむね園児6人当たり保育士1名ですが、30名に対して7名の保育職員が配置されており、以上、区画、面積、保育士ともに保育基準を満たしております。このような状況であります。事故後、保育職員の目が常に園児全員に行き届くよう30名の園児を、発達状況により2つのグループに分けて保育を実施してきております。

3点目の町職員保育士の増員についてであります。現状の町職員保育士と臨時職員の配置によって国の保育基準に合わせた必要人員を配置している状況であります。今後は園児数の動向や必要とする保育内容等の状況を総合的に勘案し、適切な人員配置に努めてまいります。以上であります。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） 再質問というわけではありませんけれども、改善が図られてる状況がよくうかがえると思います。保護者の方々の心配の声に応えていく保育、質の高い保育を

今後も望みます。

次の質問に移ります。子育て支援について質問いたします。

遊びの広場の充実についてですが、現在3園とも週1回の遊びの広場を開催しています。かつてわくわく園の「あそびにおいで」は、週3回行っていました。参加しやすく、とても助かっていたという保護者の声が出されております。週1回だと、その日に都合が悪くて参加できないとそれで終わってしまう、雨の日が続いたり、特に冬期間は子供にとっても保護者にとってもこういう場所があれば本当に助かる、せめて週2回以上にしてほしいという声が出されています。お母さんたちの願いに応え、ぜひ回数を増やすよう求めるものですが、見解をお伺いいたします。

次に、子ども・子育て支援事業計画で、日常生活に困難を抱える幼児や支援を要する保護者に対する養育応援事業に取り組むとありますが、町の現状と具体的な取り組み方を伺います。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたしますが、ご質問の1点目については教育委員会業務の実務に関係することですので、教育長に答弁させます。私からは、ご質問の2点目についてお話しさせていただきます。

まず町の現状についてですが、十分な食事を摂取できていない、着衣が汚れているなどの、養育以前の炊事・洗濯といった日常的な家事ができていない家庭、あるいは障害を持つ子供に対する接し方に難儀している家庭などが散見され、さまざまな原因で養育や日常生活に支援を要するのではないかとと思われる家庭が増加傾向にあるように感じているところです。

これまで町では、こうした家庭について、要保護児童対策地域協議会、認定こども園や小中学校、民生児童委員などからの情報提供などにより情報把握するとともに、町職員が家庭訪問などをして対応してきたところです。

一方、今後の取り組みについてですが、議員もおっしゃいました、平成27年3月に策定した美郷町子ども・子育て支援事業計画や第2次美郷町総合計画に掲げた養育応援事業で養育応援が必要な保護者と子供を個別にお呼びする、あるいは何らかの会にお招きし、保護者においては子育て自体について基礎的な事柄を学んでもらう、そして子供においては日常生活の基本を学んでもらう機会などを設け、家庭ごとに違うであろう生活力向上に要する支援内容などの検討や、より効果的なかかわり方を模索する取り組みを新たに展開していきたいと考えております。

また、平成25年度に制定されました生活困窮者自立支援法に基づく補助制度により、現在、家庭相談員を設置するための協議を国と行っており、今後より手厚い訪問体制を築いていきたいと考えているところです。以上です。

○議長（高橋 猛君） 次に、1点目について教育長から答弁を求めます。教育長、登壇願います。

（教育長 福田世喜君 登壇）

○教育長（福田世喜君） 子育て支援に関する質問の1点目についてであります。各園の子育て支援センターでは、入園していない子供とその保護者の交流広場を週1回実施しており、一つの園で平均8名の子供の参加があり、好評を得ております。

一方、その交流広場の回数をふやしてほしいとの保護者からの要望は各園への聞き取り調査によりますとこれまでのところ多くは出されていない状況とのことであります。そのようなことから、今後も週1回の実施を継続していきたいと考えておりますが、保護者のニーズにも十分注意を払ってまいりたいと思います。

なお、3園の交流広場の実施曜日は、仙南すこやか園が水曜日、六郷わくわく園が木曜日、千畑なかよし園が金曜日と重ならないようにしており、町内では週3回まで可能となっております。また、3園とも原則として子ども支援室は毎日開放しており、自由に親子で遊びに来ていただくことができるようにしております。以上であります。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） 子育て、交流の広場「あそびにおいで」のことですけれども、園としては週3回、それぞれの園で週1回ずつで曜日が違っているので週3回ということですが、美郷町一つですので、そう言われるとそのとおりですが、一つの園で週3回やった、まず経緯があるわけですね。そういうところからするとやっぱり近くの地元のところで行きやすいということがあります。そういうので六郷のわくわく園で減ったときに、いやあ残念だと、要望いろいろ出した経緯もあるというお話も伺ったりしました。今は余り、まあ要望の声がないというようなご答弁でしたけれども、なかなか、望んでいる方としては、質問でも言いましたけれども、冬期間は特に回数をふやして行きやすくしてほしいというのが要望でありました。子供たちも思い切り体を動かす、そういう発散できる場所、それから保護者も子供たちが遊んでいる様子を見ながら交流もできるという、こういうのを回数をふやしていくということは、町の子育て支援の充実の一環としても大変喜ばれることだと思います。

それから、開放してると、常に開放してるのでいつでもということでしたが、利用なさってる方からすると、やっぱり行っても誰もいないとなると、とても1人だけ遊ばせるというのはなかなか、何ていいますか、ちょっと行きにくいという、そういう声も聞いております。やっぱりいろんなこういう子供たちがこの交流の広場で行って楽しんで、親も精神的にも楽になってという、そういうのが広がって、あそこでもここでもやってるというふうな状況が広がると利用者もふえるんだと思うんですね。何か行っても1人しかいなかったとかつてなると、なかなかやっぱり行きにくいってなるのが実態だと思いますので、そういう自由に開放してるっていうのもっともっと宣伝していただく、そういうことも大事ではないかと思えます。そういう点を、もう一度お伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 教育長、自席でお願いします。

○教育長（福田世喜君） ただいまのご質問についてお答えいたします。

先ほどの答弁でも保護者のニーズに十分注意は今後払っていくと申しましたので、その辺のところでも今議員がおっしゃったようなニーズがどの程度なのかということは注意をしていきたいと思えます。非常にニーズが高いという状況であれば検討するということもあり得ることかなとは思っております。

なお、その週1回の交流広場を行うために保育士をほかのところから配置を、三、四名とか、することが現実的には各園の体制として必要なわけですし、その辺でのやりくりのことでの課題というのも現実的にはありますので、その辺で非常に、まあニーズが高いという状況であれば踏み切りますけれども、その辺の兼ね合いということもご理解をお願いできればというふうに思えます。

なお、子供の交流広場ある日とか、あるいは開放できているということについての宣伝には、また一層力を、努めていきたいと思えます。

○議長（高橋 猛君） 毎日やっていることの周知という点で、ですよね。（「はい」の声あり）再々質問ありますか。いいですか。次の質問に入ってもらいます。

○9番（泉 美和子君） 後期高齢者医療制度について質問いたします。

2008年4月から始まった後期高齢者医療制度ですが、この制度に対しては現代のうば捨て山、年齢で差別することは許さないなど国民の厳しい反対の声が沸き起こりました。こうした高まる国民の怒りの声に押された自公政権は低所得者の保険料の軽減に着手せざるを得ず、保険料軽減の特例措置を導入しました。特例措置の導入にはこのような経緯がありました。ところが厚労省はこの特例措置について世代間・世代内の公平性の観点から見直すべき

との理由で廃止を打ち出しました。その影響者数は低所得の高齢者を中心に全加入者約1,600万人の半数に当たる約865万人が負担増になるとされています。特例廃止が行われると最高で10倍となる人もいます。当町での影響者数と保険料について伺います。

年金は減らされる一方で、保険料の支払いそのものが困難な高齢者が拡大しているにもかかわらず軽減措置廃止というやり方は、高齢者の実態を無視したものです。そもそもこの制度について国は恒久的な措置として国民に表明してきたものです。町として国に対し、制度の継続を求めていくべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

平成20年から始まりました後期高齢者医療制度では、世帯の所得に応じて均等割の7割、5割、2割の軽減措置、そしてもともと被用者保険の被扶養者であった方には保険料の5割の軽減措置を本則として定めておりました。加えて保険料の増額につながる低所得者には激変緩和のための特例として均等割の9割、8.5割の軽減措置、そして被用者保険の被扶養者であった方には期限なしの均等割9割軽減など保険料の軽減を拡大措置しておりました。今般の医療制度改革は、議員もご承知のとおり将来にわたり国民皆保険が堅持できるよう持続可能な制度を構築するため後期高齢者医療保険料については負担能力に応じた負担とすることとし、不公平感をもたらしている特例を廃止し、本則に戻すとしたものです。

さて、軽減特例措置が廃止された場合の町での影響についてですが、秋田県後期高齢者医療広域連合の前年度の数値をもとに試算しますと、平成26年度末の被保険者数4,131人のうち影響を受ける被保険者は2,813人と見込まれ、およそ68%、保険料にして4,247万円ほどの増額となる見込みです。また、議員ご指摘の年間保険料が3,900円から3万9,400円となり、負担が10倍を超える方は600人ほどいらっしゃる見込みです。

後期高齢者医療制度に係る国への要望についてですが、全国後期高齢者医療広域連合協議会において各都道府県の要望等を取りまとめ、毎年厚生労働大臣宛ての要望書を提出しておりますが、今後も制度自体が国民に理解され、納得させる制度であり続けることを基本に、秋田県後期高齢者医療広域連合を通じ、要望してまいりたいと思います。以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、9番、泉 美和子君の一般質問を終わります。